

開催年月日 平成30年5月8日（火）
 質問者 公明党 吉井 透 委員
 答弁者 農政部長 梶田 敏博
 生産振興局長 宮田 大
 畜産振興課長 山口 和海

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|--|
| <p>一 新たな加工原料乳生産者補給制度などについて 新たな加工原料乳生産者補給金制度については、我が国の生乳生産量及び飲用牛乳の需要が減少傾向にある中、今後、需要の増加が見込まれる乳製品の安定供給の確保などを図るため、これまでの暫定措置法による生産者補給金制度を見直し、畜産経営の安定に関する法律、いわゆる「畜安法」等の一部改正し、恒久的な制度として位置づけられています。</p> <p>これによって、道内ではこれまでの指定団体のホクレンに加え、生産者補給金の交付対象が拡大されるとともに、第1号対象事業者を指定し、集送乳調整金を交付することにより、条件不利地域においても安定かつ確実に集乳が行われるなどの制度改正が本年4月1日よりスタートしております。このことについて、数点、伺ってまいります。</p> <p>(一) 生産者補給金の交付対象者について 新たな制度による生産者補給金の交付対象者は、これまでの指定団体等の第1号対象事業者に加え、乳業に直接生乳を販売する第2号対象事業者（酪農家）、乳製品を加工販売する第3号対象事業者（酪農家）となっているが、対象事業者ごとの数はどのようになっているのか。また、道内の生乳生産量に対する交付対象数量の割合と対象事業者ごとの割合はどのようになっているのか、まずお伺いします。</p> <p>(二) 集送乳調整金について 道内で生乳を集める第1号対象事業者は3件というところでございますが、この第1号対象事業者は、「指定事業者」と指定された場合、加工に仕向けた量に応じて集送乳調整金の交付が受けられることとなるが、第1号対象事業者のうち何件が指定事業者となっているのか。また、指定事業者の交付対象数量の割合はどのようになっているのか伺います。</p> | <p>【畜産振興課長】 補給金の交付対象事業者数などについてであります。新たな制度のもと、農林水産省より北海道における生産者補給金の交付対象者及び交付対象数量が、4月2日に公表されたところであります。</p> <p>具体的には、酪農家から生乳を集めて乳業者に販売する第1号対象事業者としてホクレン農業協同組合連合会やサツラク農業協同組合など3事業者で299万4,307トン、生産した生乳を乳業者に対し自ら販売する第2号対象事業者として、46戸の酪農家で2,342トン、また、生産した生乳を自らバターやチーズなどに加工して販売する第3号対象事業者として、7戸の酪農家で557トンとなっております。全体では、延べ56事業者で299万7,207トンとなっております。29年度の道内生乳生産量392万トンを基に算出しますと、本年度の交付対象数量の合計が占める割合は76.5%となります。また、対象事業者ごとの交付対象数量の割合で見れば、第1号事業者が99.9%、第2号事業者が0.08%、第3号事業者が0.02%となっております。第1号事業者に配分された数量が全体の太宗を占めている状況でございます。</p> <p>【畜産振興課長】 集送乳調整金に係る指定事業者等についてでございますが、先ほどお答えしました、道内における第1号対象事業者である3事業者のうち、北海道全域を一つの単位として、あまねく集乳を行うといった要件を満たすことによって集送乳調整金の交付を受ける指定事業者は、3月30日に道が指定をしたホクレン農業協同組合連合会の1件となっております。</p> <p>また、指定事業者であるホクレンに対する交付対象数量は298万4,159トンで、集送乳調整金に係る交付対象数量は99.6%を占めているところでございます。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|--|
| <p>(三) 集送乳調整金を受けられない認識について 第1号対象事業者のうち1者が指定事業者とのことであり、残りの2者については、集送乳調整金の交付を受けないとのことであります。集送乳調整金を受けするためには、集乳を拒否しない等の要件を満たす必要があるとは思いますが、全ての第1号対象事業者が対象となっていないこうした実態について、道としてどのように受け止めているのか、認識を伺います。</p> | <p>【生産振興局長】 指定事業者の指定についてであります。集送乳調整金の交付を受ける指定事業者は、第1号対象事業者のうち、酪農家の所在地が乳業工場から遠方に位置する等により相対的に高い集送乳経費を要する区域を含めまして全道からあまねく集乳を行うことが要件となっており、この度、指定事業者となったホクレンに対しましては、加工原料として仕向けた量に応じて1kg当たり2.43円の集送乳調整金が交付されるところでございます。 道としては、全道からあまねく集乳を行うことで条件不利地域の生産者についても、確実に集乳がなされることにより、酪農経営の安定に資するものと考えているところでございます。</p> |
| <p>(四) 畜産クラスター事業等について 今回の補給金制度の見直しは、今後、需要が見込まれる乳製品の安定供給の確保などを目的としていることから、酪農家の所得は一定程度確保されることとなりました。一方、TPP11や日EU・EPAの合意による影響に対応するため、畜産クラスター事業の従来の予算枠に加え、経営体質強化策としてチーズ工房に原料乳の供給を行う酪農家のコスト低減や高品質化のための機械導入等を行うための「国産チーズ振興枠」が創設されているが、新たに第2号、第3号対象事業者として酪農家がそれぞれ指定された中、家族経営を主体とする本道酪農の体質強化に向けて、こうした事業が地域にしっかりと周知徹底され、有効に活用されることが重要であると考えますが、どのように周知徹底され、今年度、どのような事業が実施予定されているのか、伺います。</p> | <p>【畜産振興課】 畜産クラスター事業の効果的な活用などについてであります。新たに創設をされた「国産チーズ振興枠」は、チーズ原料乳の高品質化等に取り組む場合の施設整備や機械導入などを支援するものであり、昨年12月の概算決定以降、振興局を通じ、地域での説明会などで事業内容の周知徹底を図りながら、酪農家の方々などから要望のありました事業量を取りまとめてきたところです。 こうした中で、地域のクラスター協議会に乳業メーカーやチーズ工房が参画するなど国産チーズの競争力強化に向けた新たな取組も生まれてきております。 道としては、4月末までに農林水産省に対し、「国産チーズ振興枠」を含む畜産クラスター事業に係る要望地区の申請を終えたところであり、次の、6月に予定されている計画承認などに向け、必要な手続を進めるとともに、各々の事業主体において計画に沿って取り組まれる原料乳のコスト低減や高品質化のための畜舎整備をはじめ、作業機械や製造機器の導入などが円滑に行われるよう適切に対応してまいりたいと考えております。</p> |
| <p>(五) 今後の対応について 府県の生乳生産が減少する中で、本道酪農への期待は益々高まっております。食糧基地北海道としての役割をしっかりと果たしていく必要がある一方で、TPP11や日EU・EPAの発効に向けて体質強化が急がれます。そうした環境変化にしっかりと対応する生乳の安定供給や酪農経営の安定を図ることが重要であると考えますが、今後、どのように取り組んでいくのか農政部長の決意を伺います。</p> | <p>【農政部長】 生乳の安定供給や酪農経営の安定に向けた取組についてであります。TPP11や日EU・EPAなど農業の国際化が進展していく中で、本道の酪農が今後とも、我が国の牛乳・乳製品の安定供給や地域の基幹産業としての役割を發揮していくためには、経営体質の強化に努めながら、再生産が図られるよう、必要な対策を講じていくことが重要と認識しております。 このため、道としては、今年度から措置された国産チーズの振興に向けた原料乳の低コスト・高品質化を図る取組とともに、生産供給体制の強化を図る畜産クラスター事業をはじめ、酪農にとって最も大切で良質な自給飼料の生産拡大と高品質化に向けた対策を地域や経営の実情に応じて効果的に活用する中で、道内のチーズ工房で作られる製品の品質向上や乳製品の消費拡大などにも取り組み、生乳の安定供給と酪農経営の安定を図ってまいります。</p> |